

下関市監査委員公表第17号
平成28年7月11日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

下関市監査委員	河原明彦
同	川原徳也
同	木本暢一
同	浦岡昌博

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告提出先

下関市議会及び下関市長

3 報告提出年月日

平成28年7月8日

定期監査の結果に関する報告書

1 監査の対象

総務部

総務課

財政部

財政課

農林水産振興部

農業振興課、農林整備課

都市整備部

都市計画課、交通対策課、まちなみ住環境整備課

議会事務局

庶務課、議事課

2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成28年5月2日から平成28年6月30日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

総務課について

- ① 賃貸借に係る契約事務（条件付き一般競争入札）において、入札実施に係る告示中、下関市契約規則（以下「契約規則」という。）第4条第3項第7号に規定する「無効入札に関する事項」が記載されていないもの及び入札保証金の免除の可否が入札参加資格確認通知書に記載されていないものが見受けられた。また、入札実施にあたり、入札参加者に対し入札保証金の納付を免除しているが、当該免除に係る理由が伺書に記載されていないものが見受けられた。契約規則及び契約室長通知等に基づき、適正に事務処理されたい。

議会事務局について

- ① 庁用自動車の法定点検及び修繕内容が庁用自動車台帳に記載されていなかった。平成26年8月27日付け（下）管第1293号管財課長通知「庁用自動車の管理運用について」等に基づき、適正に事務処理されたい。